

広島県告示第五百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人ほほえみ会	呉市中通二丁目二一三七	クリニックほほえみ呉	呉市中通二丁目二一三七	平成一八年二月一日
小島 健作	広島市安佐南区祇園四丁目八一五	小島クリニック	広島市安佐南区祇園四丁目八一五	平成一九年一月一日